

令和8年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会

招 集 年 月 日	令和8年2月19日					
招 集 の 場 所	取手地方広域下水道組合議会議場					
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 10名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席 〃 × 不応招を示す 公 公務欠席を示 す	開会	令和8年2月19日 午後3時02分			議 長	小 堤 修
	閉会	令和8年2月19日 午後4時03分			議 長	落 合 信太郎
	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別
	1	前 嶋 竜乃介	○	16		
	2	松 本 譲 二	○	17		
	3	古 川 よし枝	○	18		
	4	佐 野 太 一	○	19		
	5	海 東 一 弘	○	20		
	6	小 堤 修	○	21		
	7	落 合 信太郎	○	22		
	8	金 澤 克 仁	○	23		
	9	山野井 隆	○	24		
	10	入 江 洋 一	○	25		
	11			26		
	12			27		
13			28			
14			29			
15			30			
会議録署名議員	10番	入 江 洋 一		1番	前 嶋 竜乃介	
職務のため議場に 出席した者の氏名	事務局長	斎 藤 佐武郎		議 事 係	宇都宮 理 志	
	局長補佐	谷 口 良 倫			高 橋 夏 子	

地方自治法第1 21条により説明 のために出席 した者の氏名	管 理 者	中 村 修
	副 管 理 者	小 田 川 浩
	事 務 局 長	中 山 茂
	次 長	長 塚 学
	経 営 課 長	坂 木 昇
	水 再 生 課 長	宮 田 俊 明
	保 全 課 長	斉 藤 宏 幸
	整 備 課 長	渡 邊 敏 明
	排 水 窓 口 課 長	近 内 伸 一 郎
	総務課長補佐兼契約検査係長	谷 口 良 倫
	経 営 課 長 補 佐	日 野 由 里 子
	整備課長補佐兼整備1係長	海 老 原 一 彦

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事 件	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

令和8年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会議事日程

令和8年2月19日

午後3時02分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 取手地方広域下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第2号 取手地方広域下水道組合下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第3号 令和7年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第4号 令和8年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算
- 日程第6 一般質問
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙

令和8年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会会期日程

会期 令和8年2月19日

月 日	時 刻	会議名	場 所	備 考
2月19日	午後3時02分	本会議	議会議場	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 一般質問 議長辞職の件 選挙第1号

令和8年第1回

取手地方広域下水道組合議会定例会会議録

令和8年2月19日（木曜日）

於 取手地方広域下水道組合議会議場

○

午後3時02分開会

○議長（小堤 修君） 皆さん、こんにちは。

会議に入る前に、皆様にお願いがございます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに切り替えますようお願い申し上げます。

それでは、ただいまから会議を始めます。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。よって、令和8年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会は成立いたしました。

これより開会いたします。

○

会議録署名議員の指名

○議長（小堤 修君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、議会規則第88条の規定により、議長において、入江洋一君、前嶋竜乃介君を指名いたします。

○

会期の決定

○議長（小堤 修君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

○

議案第1号 取手地方広域下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第2号 取手地方広域下水道組合下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（小堤 修君） 日程第3、議案第1号から議案第2号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者中村 修君。

○管理者（中村 修君） 皆さん、こんにちは。

議員の皆様におかれましては、令和8年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。御礼申し上げます。

開会に当たりまして、提出した議案の説明に先立ち、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

昨年1月、埼玉県八潮市の下水道管路の破損に起因する大規模な道路陥没が発生し、衛生環境を守るという意義を果たし続けるためには、適切な維持管理が必要であるということ突きつけられ、既設管路の状態確認を行うなど、風化されることなく対策に取り組んでいるところでもございます。

また、昨年、政府において改定されましたデジタル社会の実現に向けた重点計画の中では、下水道についても、デジタルトランスフォーメーションが重点施策と位置づけされました。

下水道事業におきましても、施設の老朽化、さらには人口減少などによる使用料の収入減少、また、少子高齢化などによる担い手不足、様々な問題が直面する中、事業継続には官民の連携も不可欠であり、それらを推し進めるために、本組合におきましても、経営体制の再構築、官民連携導入の検討を進め、市民の皆様、そして次世代の子供たちにとっても、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりに鋭意取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましては、今後とも御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

最後に、オリンピックの話題に触れさせていただきたいと思います。

現在、イタリアのミラノなど、舞台を中心に冬季オリンピックが開催されています。熱戦が繰り広げられているところは、皆さんも御覧になっていると思います。日本人選手団も、序盤からメダルラッシュに沸きまして、現在までメダルの獲得数も22個という、冬季オリンピックの史上最多という数を更新しています。さらに記録が伸びる勢いでございます。日本人選手の活躍は、多くの人々に大きな感動と勇気を与えてくれており、引き続き選手たちの熱戦に期待しまして、開会に当たりましての御挨拶にさせていただきたいと思います。

それでは、議案第1号及び議案第2号を一括して、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第1号 取手地方広域下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件につきましては、職員の職務の級について、職務・職責に応じた等級の格付けとするとともに、職務の内容を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第2号 取手地方広域下水道組合下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

本件につきましては、災害その他非常の場合において、他の市町村などの指定を受けた指定工事店が排水設備などの工事を行うことができるように規定するほか、その他所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

以上、提案理由を御説明申し上げました。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小堤 修君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで議員各位に申し上げます。これから質疑を行います。質疑は一つの議題について、答弁時間を除き1人5分以内です。質疑回数制限はありません。

また、質疑を行う議員は、1回目の質疑は登壇して行い、質疑後は質疑席で待機し、2回目以降は質疑席で行ってください。質疑が終わりましたら自席にお戻りください。執行部におかれましても、1回目の答弁は登壇して行い、それ以降は、答弁者が交代した場合でも発言は自席で行ってください。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号及び第2号を採決いたします。

初めに、議案第1号 取手地方広域下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小堤 修君） 全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 取手地方広域下水道組合下水道条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小堤 修君） 全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○

議案第3号 令和7年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（小堤 修君） 日程第4、議案第3号 令和7年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者中村 修君。

○管理者（中村 修君） それでは、議案第3号 令和7年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量につきましては、主要な建設改良事業において、処理場建設費及び管きょ建設費を減額し、ポンプ場建設費を増額するものでございます。

第3条の下水道施設の維持管理などを行うための収益的収支につきましては、収入において1億2,166万4,000円を減額、支出において1億6,310万4,000円を減額、第4条の新たな下水道施設の整備や既存施設の改築更新を行うための資本的収支につきましては、収入において9,832万3,000円を減額、支出において2億2,932万2,000円を減額するものでございます。

補正理由といたしましては、財源内訳の変更、職員の現員現給及び給与改定、建設改良費の工事費及び委託費において増額要素はございますが、収益的収支及び資本的収支とともに執行額の確定により減額するものでございます。

第5条の債務負担行為の追加におきましては、令和8年4月1日から契約履行が発生する事項について、追加するものでございます。

以上、提案理由を御説明申し上げます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（小堤 修君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号 令和7年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小堤 修君） 全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されまし

た。



議案第4号 令和8年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算

○議長（小堤 修君） 日程第5、議案第4号 令和8年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者中村 修君。

○管理者（中村 修君） 議案第4号 令和8年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算について、提案理由を御説明申し上げます。

令和8年度におきましても、既存施設の経年劣化に伴った改築事業や、現在の耐震基準に適合させるための耐震事業が増加しております。

また、人件費や物価高騰の影響も続いているため、経営の環境は日々厳しくなっております。その中でも、市民生活に重要なサービスを安定的に提供するため、事業の見直し及び経費の徹底した精査を行った予算の編成となっております。

その上で、第2条におきましては、接続戸数、年間総排水量、一日平均排水量を定め、主要な建設改良事業として、県南クリーンセンター沈砂池機械・電気設備増設工事、沈砂池管理棟土木耐震補強工事などの処理場建設費、山王新田汚水中継ポンプ場、自家発電設備工事などのポンプ場建設費、また、未普及地域の解消として、約10ヘクタールの面整備を実施するほか、伊奈1号幹線二条化工事などの管きょ建設費を定めているところでございます。

次に、予算規模として、第3条の収益的収入及び支出は、本組合の財政運営と経常的な経営活動に係る経費の収支とするものでありまして、収入は、48億1,607万8,000円を予定し、前年度当初予算額と比べ2.1%の減、支出につきましては、46億7,496万2,000円で、前年度と比べ3%の減となり、前年度と同規模の予算額となっております。

次に、第4条の資本的収入及び支出は、建設改良事業と企業債の償還などに係る収支でございます。収入は、26億7,357万4,000円を予定し、前年度と比べ17.6%の増、支出につきましては、42億202万2,000円とするもので、前年度と比べ10.7%の増となっております。

こちらは、沈砂池管理棟機械・電気設備増設工事など、新たに着手する処理場建設事業の国庫補助金などの収入及び事業費などの支出が増加したことが主な要因となっております。

令和8年度以降も厳しい財政状況が見込まれますが、限られた財源を効率的に執行してまいりますので、議員の皆様にご理解と御協力をお願い申し上げます。

以上、提案理由を御説明申し上げます。

詳細につきましては、事務局長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

します。

○議長（小堤 修君） 引き続きまして、事務局長より補足説明を求めます。

事務局長中山 茂君。

○事務局長（中山 茂君） 事務局長の中山でございます。

議案第4号について、管理者の補足説明をさせていただきます。

別冊で配付しております予算補足資料の4ページをお開きください。

令和8年度予算実施計画内訳書でございます。

収益的収入及び支出は、下水道施設の維持管理など、日々の営業活動に要する収支でございます。

収入の部、下水道事業収益の総額は、48億1,607万8,000円を予定し、営業収益は、主たる営業活動による収益で、本組合の自主財源であります下水道使用料、雨水処理に要する構成市負担金などによるものでございます。

下水道使用料につきましては、取手市分の使用料徴収事務を行っております茨城県南水道企業団が隔月検針・請求となったことによりまして、令和8年度予算は11か月分の調定・収入となっております。

営業外収益は、営業活動以外の収益とするもので、構成市からの補助金、長期前受金戻入などによるものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

支出の部、下水道事業費用の総額として、46億7,496万2,000円の支出を予定しております。

営業費用は、議会活動に要する議会費のほか、下水道施設の維持管理に要する費用を処理場費、ポンプ場費、6ページの管きよ費に計上しております。

次に、7ページを御覧ください。

業務費は、下水道使用料の調定業務などに要する費用でございます。

次に、8ページ、9ページを御覧ください。

総係費は、全庁に共通する費用で、事業活動全般に関連する費用として計上しております。

9ページ、減価償却費には、有形固定資産に該当する既存の下水道施設について、経年による経済価値の減耗費を計上しております。

営業外費用は、下水道施設の建設時に借り入れた企業債の支払利息などがございます。

特別損失は、前年度までの下水道使用料などの過誤納還付金を過年度損益修正損に計上しております。

次に、予備費は、下水道施設に生じた緊急性のある修繕工事などに速やかに対応するため、計上するものでございます。

次に、10ページを御覧ください。

資本的収入及び支出は、新たな下水道施設の整備や既存施設の改築更新を行うための収支でございます。

収入の部、資本的収入の総額として、26億7,357万4,000円の収入を予定し、建設改良事業のために借り入れる企業債、構成市からの出資金、補助金、また、国からの国庫補助金、さらに、下水道整備後の対象となる皆様に御負担をいただく受益者負担金などの収入を予定するものでございます。

次に、11ページを御覧ください。

支出の部、資本的支出の総額として、42億202万2,000円の支出を予定しております。

処理場建設費は、県南クリーンセンターにおける増設及び既存施設の改築更新に要する費用で、地震対策としまして、沈砂池管理棟土木耐震補強工事、増設事業といたしまして、沈砂池機械・電気設備増設工事を令和8年度、9年度の継続事業として計上しております。

ポンプ場建設費は、増設及び既存施設の改築更新に要する費用で、令和7年度、8年度の2か年の継続事業として、山王新田汚水中継ポンプ場に、新たに自家発電設備の設置に要する経費を計上しております。

管きょ建設費は、下水道未整備地区における新たな面整備として、取手地区、約8ヘクタール、つくばみらい地区、約2ヘクタールを予定し、総合地震対策事業として、伊奈1号幹線二条化工事などを計上しております。

次に、12ページを御覧ください。

下水道事業計画は、計画などの策定に要する経費で、事業計画変更業務委託やストックマネジメント計画申請業務委託、官民連携導入可能性調査業務委託などを計上しております。

固定資産購入費は、事務用パソコンの購入費などを計上しております。

企業債償還金は、企業債の元金償還に要する費用を計上しております。

14ページは、令和8年度の構成市負担金及び出資金の明細となります。

15ページ以降につきましては、主要事業に関する資料として、その内訳書、事業箇所図を添付しておりますので御参照ください。

以上、令和8年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算について、補足説明をさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小堤 修君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号 令和8年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小堤 修君） 全員賛成です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○

一般質問

○議長（小堤 修君） 日程第6、一般質問を行います。

念のために申し上げます。質問を行う議員は、1回目の質問は登壇して行い、質問後は質問席で待機し、2回目以降の質問は質問席で行ってください。質問が終わりましたら自席にお戻りください。執行部におかれましても、1回目の答弁は登壇して行い、それ以降は、答弁者が交代した場合でも発言は自席で行ってください。一般質問の制限時間は、1人20分以内となります。

それでは、質問通告順に従い、質問を許します。

佐野太一君。

○4番（佐野太一君） 佐野太一でございます。通告に従い、一般質問させていただきます。お時間頂きます。どうぞ皆様、よろしく願いたします。

本日は、双葉地区の現状について、そして下水道工事における工程管理について、この2点について伺いたします。

下水道事業は、市民生活を支える基盤であり、その整備状況や工程管理は、地域の将来に関わる重要な課題であります。今回の双葉地区におきましては、これまでも議会で取り上げてまいりましたが、改めて現状を整理し、今後の見通しについて共有することが必要であると考えております。

また、工程管理につきましても、計画と実施の整合性をどのように確保していくのか、住民への影響を最小限に抑える観点から、その考え方を確認させていただきたいと思いたしました。

それでは、順次質問させていただきます。

まず、双葉地区の現状についてです。

双葉地区の整備状況について、伺いたします。令和6年度第1回定例会において、

双葉地区の事業計画については、お伺いいたしました。あれから一定の期間が経過しておりますので、そこで改めてお伺いいたします。現時点での具体的な整備状況について、お伺いいたします。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

事務局長中山 茂君。

○事務局長（中山 茂君） ただいまの佐野議員の御質問にお答えいたします。

双葉地区の整備状況についてですが、本地区におきましては、平成28年度より新川1号幹線の工事に着手いたしました。令和元年度からは、双葉地区内の久賀小通りを、令和4年度からは、久賀小通りから南側の双葉一丁目と二丁目の間の路線の整備を実施しております。

現在の進捗といたしましては、事業計画区域6.92ヘクタールのうち、1.49ヘクタールが供用開始済みとなっております。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） ありがとうございます。

では、現在進めている路線整備を踏まえ、今後の整備予定について、お伺いいたします。

○議長（小堤 修君） 整備課長渡邊敏明君。

○整備課長（渡邊敏明君） ただいまの御質問にお答えいたします。

令和7年度の現在、双葉二丁目の久賀小通りから南側に3番目の路線の取手市道を中央通りに向かって整備を進めております。

今後の整備につきましては、双葉二丁目久賀小通り南側の取手市道について、令和10年度まで整備を順次進めていく予定でございます。

なお、そのほかの路線につきましては、現在も多くの私道が残っており、取手市への移管が進んでいない箇所があることから、整備予定が立たない状況でございます。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） 私道ですね、わたくしどうというのでしょうか、移管が進んでいない箇所があるとのことですが、整備計画を立てる前提として、現在、移管状況をどの程度具体的に把握されているか、お聞きいたします。

○議長（小堤 修君） 整備課長渡邊敏明君。

○整備課長（渡邊敏明君） 移管状況の把握につきましては、取手市及び自治会に対し、適宜状況確認を行っております。最近では、令和7年度に双葉一丁目において1か所、取手市に移管されたことを確認しております。

また、事業計画区域ではありませんが、双葉三丁目においても、移管のお気持ちのある方がいらっしゃる状況です。

なお、令和6年度、7年度において、新たに双葉地区において市道認定に至った路線はございません。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） ありがとうございます。

では、道路の移管が進まずに市道認定に至らない場合、下水道整備、これは事実上困難という形になるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（小堤 修君） 整備課長渡邊敏明君。

○整備課長（渡邊敏明君） ただいまの御質問にお答えいたします。

公共下水道は、原則として公道に埋設されるものではありませんが、普及促進の観点から、組合が定める設置要綱の要件を満たす私道であれば、申請により公共下水道を整備することは可能でございます。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） ありがとうございます。双葉地区の整備について御答弁いただきました。双葉地区の整備の進捗状況と今後の見通しについて確認ができました。

特に原則、公道埋設ではあるものの、普及促進の観点から、要綱の要件を満たす私道については、申請により整備が可能であるとのことは、双葉地区にとっても重要な前進であると私は受けとめております。私道が多く残る地域においては、この運用の周知と丁寧な対応が整備の進展に直結するものと考えます。今後も着実な取組を御期待しております。

次に、続きまして、下水道工事における工程管理についてです。

工事工程の管理と調整の考え方について、お伺いいたします。

下水道の整備を行っていく中で、当初の整備計画に対して遅れが生じる事例もあると思われませんが、その主な要因としては、どのようなことがありますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（小堤 修君） 事務局長中山 茂君。

○事務局長（中山 茂君） ただいまの佐野議員の御質問にお答えいたします。

計画の遅延につきまして、主に3点の要因があると考えております。

まず、1点目といたしまして、財源確保の課題でございます。国からの交付金を活用しておりますが、当初の予算額に満たない場合がございます。

次に、2点目に、私道の整備に当たっては、所有者の皆様から申請が必要となりますが、申請が期限までになされなかった場合がございます。

最後に、3点目といたしまして、工事着手後に、現場条件の相違などにより工期が延長となり、次年度以降の計画に支障となる場合があります。

以上の要因により、事業規模の縮小や計画の見直しを余儀なくされることがございます。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） ありがとうございます。

国からの交付金が予算額に満たないケースについては、交付金を有効活用した着実な整備をお願いしたいと思いますが、一方で、私道に関する課題について伺います。

当初の工事予定地区内に私道が含まれ、土地の所有者からの申請が期限までになされなかった場合、その後の整備工程やスケジュールにどのような影響が出るのかをお伺いいたします。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

整備課長渡邊敏明君。

○整備課長（渡邊敏明君） ただいまの御質問にお答えいたします。

私道の整備につきましては、当該地区の予算承認後、対象となる住民の皆様へ申請手続の流れについて、周知・説明を行っております。その後のスケジュールにつきましては、発注時期までに申請がなされれば工事発注へと至りますが、申請が期限までになされなかった場合には、当該私道の整備を一旦保留といたします。保留となった私道につきましては、申請があり次第、改めて整備時期を検討し、予算化した上で工事を実施するので、翌年度以降に遅れることがございます。

なお、先ほど質問にあった双葉地区の私道についても同様に、要綱に基づいて申請を受理した後、時期の検討、予算化し、実施する流れとなります。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） ありがとうございます。

この一つ前の、先の御答弁で、工事着手後の現場条件の相違による工期延長という御説明がありましたが、こうした事態は、双葉地区に限らず、当初の工期から大幅に進捗が遅れ、完成までに長期化している事例が散見されると思います。工事の長期化は、近隣住民の負担に大きく直結すると考えますが、組合として遅延の原因をどう分析しておりますでしょうか。工期延期の主な要因についてお伺いいたします。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

整備課長渡邊敏明君。

○整備課長（渡邊敏明君） ただいまの御質問にお答えいたします。

工期延期の要因といたしましては、工事施工の支障となる既設埋設管の移設などに係る協議・調整及び実際の移設工事に多大な時間を要することが挙げられます。

下水道管の埋設箇所を計画する際、各占有者から埋設管の配管図などを収集しておりますが、実際の埋設位置が図面と相違しているケースが多く、試掘調査を行わなければ正確な状況が把握できないという課題がございます。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） 課題ですね。では、その課題について、次年度以降の計画にどのように反映させていくのか、対策についてお伺いさせていただきます。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

整備課長渡邊敏明君。

○整備課長（渡邊敏明君） ただいまの御質問にお答えいたします。

対策といたしましては、従前から下水道工事予定箇所における掘削調査を実施してまいりましたが、今年度より、早期の掘削調査実施と関係機関との早期協議を実施しております。

具体的には、令和7年度より、年度当初に発注する下水道工事において、次年度の工事予定箇所の掘削調査を先行して実施し、協議を行うことで、前年度中に埋設物移設の設計及び移設工事の早期発注、完了など、円滑な施工に向けた調整を図っているところです。

今後とも関係機関との協議・調整を進め、工事が長期化しないよう努めてまいりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） このたびの御答弁から、現状と課題、そして一定の対応策について理解させていただきました。

双葉地区については、整備が着実に進むことが何より重要であって、今後も見通しを丁寧に共有していくことが必要であると再認識いたしました。

また、工程管理につきましても、御丁寧に御答弁いただき、ありがとうございました。

今後とも、事前調査や協議の徹底により、計画と整合性をより一層確保していかれることを御期待しております。

日頃より御尽力いただいている職員の皆様の御苦勞に敬意を表しつつ、今後の着実な取組をお願い申し上げまして、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小堤 修君） 以上で佐野太一君の質問は終わりました。

ここで15分間休憩いたします。議員は議員控室へお集まりください。

午後3時40分休憩

午後3時52分再開

○議長（小堤 修君） それでは、再開いたします。

ただいまの休憩中、私から副議長に議長の辞職願を提出させていただきました。この後、私の議長辞職の件を追加日程とし、議題としていただきたいと思っておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長と議長席を交代し、議事進行をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

〔議長小堤 修君自席に着席し、副議長松本讓二君議長席に着席〕

○副議長（松本讓二君） 着座にて失礼いたします。

議事進行を小堤議長と交代いたしました。

先ほどの休憩中、議長小堤 修君から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

議長辞職の件を日程に追加して、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松本讓二君） 異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○

議長辞職の件

○副議長（松本讓二君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、小堤 修君は除斥に該当し、議事に参与することができません。よって、議場外への退席を求めます。

〔6番小堤 修君退場〕

○副議長（松本讓二君） 提出されました辞職願を朗読させます。

議会事務局局長補佐谷口良倫君。

○議会事務局局長補佐（谷口良倫君）

辞職願。このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和8年2月19日、取手地方広域下水道組合議会副議長松本讓二殿。

取手地方広域下水道組合議会議長小堤 修。

○副議長（松本讓二君） これより議長辞職の件を採決いたします。

この採決は、挙手によって行います。

小堤 修君の議長辞職を許可することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（松本讓二君） 挙手全員であります。よって、小堤 修君の議長辞職を許可することに決定いたしました。

小堤 修君の除斥は解除されましたので、入場を求めます。

〔6番小堤 修君入場〕

○副議長（松本讓二君） 議長辞職の件は、決定されました。

ここで、小堤 修君より発言を求められておりますので、この際、これを許します。

小堤 修君。

○6番（小堤 修君） ただいま、私の議長辞職の願いを皆さんに承認していただきまして、誠にありがとうございました。

この2年間、議長として議事運営に努めてまいりましたが、これもひとえに議員の皆様、そして管理者の中村様、そして副管理者の小田川様、また、執行部の皆様、そして議会事務局の皆様にご世話になり、御支援いただきました。このようにしていただいて、私もどうにか議長の職を務めることができました。

今後は一議員として、今まで私も下水道組合にお世話になりまして10年経ちます。その

10年間で学んだ経験や、あと監査委員もさせていただきました。そして議長職をさせていただきました。それらを糧としまして、今後の取手地方広域下水道組合の益々の御発展、そして市民の皆様の下水道環境の整備向上、そして豊かな市民生活が送れるように、私も微力ながら努力していく所存でございます。

今日まで、どうもありがとうございました。また今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（松本譲二君） 小堤 修議員、議長職お疲れさまでした。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙について、日程を追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松本譲二君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙についてを日程に追加することに決定いたしました。

○

選挙第1号 議長の選挙

○副議長（松本譲二君） 追加日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松本譲二君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、本職が指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松本譲二君） 異議なしと認めます。したがって、本職が指名することに決定いたしました。

議長に落合信太郎君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま本職が指名いたしました落合信太郎君を議長の当選人と定めることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松本譲二君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました

落合信太郎君が議長に当選されました。

議長に当選されました落合信太郎君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

それでは、落合信太郎君、就任の挨拶をお願いいたします。

○7番（落合信太郎君） 落合信太郎でございます。

皆様の御審議をいただきまして、議長に就任をいたしました。円滑なる議会運営のため、全力で取り組んでまいりますので、皆様の御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願いを申し上げます。

また、執行部の方々、また、管理者、副管理者におかれましても同様に、御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○副議長（松本譲二君） 皆様方の御協力によりまして、無事に議長選挙まで、無事進行を行うことができました。心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

落合議長、議長席に御着席願います。

〔副議長松本譲二君自席に着席し、議長落合信太郎君議長席に着席〕

○議長（落合信太郎君） 議長席に着席させていただきました。皆様の御協力よろしくお願いを申し上げます。

以上で、今定例会に付議されました日程は全て終了しました。これで令和8年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会を閉会いたします。

御審議をいただき、誠にありがとうございました。

午後4時03分閉会